

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 旅行商品造成助成金交付要領（案）

2018年12月1日

（主旨）

第1条 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議（以下「瀬戸ツー」という。）は、関係する経路を利用し、松山市・広島市・呉市・廿日市市（以下「瀬戸内・松山地域」という。）の周遊又は同地域への誘客につながる宿泊旅行商品（以下「旅行商品」という。）の造成を促進するため、予算の範囲内において、旅行商品造成助成金（以下、助成金という。）を交付する。

（助成対象者）

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

（助成対象旅行商品）

第3条 助成の対象となる旅行商品は、募集型の企画旅行（旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行で参加者を募集することにより実施するものをいう。）で、以下の各号の要件をすべて満たし、瀬戸内・松山ツーリズム推進会議会長（以下「会長」という。）に助成金を申請後、会長が承認した旅行商品とする。

- （1）瀬戸内・松山地域内での宿泊と交通サービスを伴う商品であること。ただし、瀬戸内・松山地域のみを旅行先とした旅行商品に限らず、同地域を含む中国・四国地区の総合商品も対象とする。
- （2）パンフレット・ウェブサイト等の情報発信手法・規模の集客宣伝効果が高いと認められること。
- （3）瀬戸内・松山地域の各市への送客人数、延べ宿泊数が実績報告時に報告可能であること。
- （4）次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

ア 企画された商品が、瀬戸内・松山地域及び近隣市町への観光目的でないもの（宗教、政治、興行、学校行事、視察、大会等への参加を目的とするもの、並びに公序良俗に反する内容と判断されるもの）

イ パンフレット・ウェブサイト等に瀬戸内・松山地域を紹介する文書、写真等が記載・掲載されていないもの

ウ その他、会長が不相当と認めるもの

（助成金額）

第4条 助成金の額は、1つの旅行商品の参加者の実績に応じて助成金の基本額（別表第1）により算出した額とする。

2 前条により規定する要件を満たし、かつ、次の条件を満たした旅行商品については、前項で算出した額に加算額（別表第2）を加算した額とする。

- （1）広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路（石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運行するクルーズフェリー又はスーパージェット）および西日本旅客鉄道株式会社、四国

旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を利用した行程を組み込んだもの

(2) 「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとした内容であるもの

3 助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する。）。

（助成の制限）

第5条 助成金については、1 造成箇所（1つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、第6条の助成金対象期間区分ごとに、1 旅行商品を原則とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

（助成金対象期間）

第6条 助成金対象期間は、次に定める期間とし、出発日（出発日が一定期間に渡る募集型企画旅行の場合はその開始日）を基準に、どの期間に属するかを決定する。

(1) 上期 4月1日から9月30日

(2) 下期 10月1日から3月31日

（助成金の交付申請）

第7条 助成を希望する旅行業者は、助成金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて会長に提出するものとし、提出時期は原則として、出発日（出発日が一定期間に渡る場合はその開始日）の2週間前までとする。

2 助成金交付申請書に添付すべき關係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 旅行商品企画書

(2) 旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に、速やかに提出すること。）

(3) その他会長が必要とみとめるもの

（助成金の交付決定）

第8条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認められた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

（助成事業の変更承認申請）

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ助成事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、助成事業変更（中止）承認書（様式4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業終了後30日以内に（下期においては、旅行商品の設定期間終了後30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに）、助成事業実績報告書（様式第5号）に宿泊施設別実績内訳書（様式任意）を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条に規定する助成事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第6号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、請求書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第13条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要領は、2018年12月1日から施行し、2019年4月1日以後の新規又は改訂版の対象旅行商品について適用する。

2 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 旅行商品造成促進等事業実施要領（2017年12月1日施行）は2019年3月31日をもって廃止する。

附則（令和2年4月1日）

1 この要領は令和2年4月1日から適用する。

別表1 助成金の基本額

対象事業	基準額	基準となる延べ宿泊者の数	基準となる延べ宿泊者の数の欄の上限を超える場合
松山市の宿泊を伴うもの	50,000円	20人泊以上 30人泊以下	基準額+基準となる延べ宿泊者の数の欄の上限を超える人泊数×500円 ※上限200人泊
松山市と広島地域(広島市・呉市・廿日市市)の宿泊を伴うもの	100,000円	20人泊以上 30人泊以下	基準額+基準となる旅行者の数の欄の上限を超える人泊数×500円 ※上限300名人泊

別表2 加算額

対象事業	加算額
広島(宇品港)ー呉(呉港)ー松山(松山観光港)航路(石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運行するクルーズフェリー又はスーパージェット)および西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を利用した行程	50,000円
「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとした内容であるもの	パンフレット・ウェブサイト等集客宣伝の主体が瀬戸内・松山地域である場合 350,000円 パンフレット・ウェブサイト等集客宣伝の主体が瀬戸内・松山地域でない場合 100,000円